

消費者基本政策室について

○消費者庁関連3法の成立(平成21年9月1日施行)により、内閣府特命担当大臣(消費者)が消費者庁、消費者委員会、食品安全委員会の事務を掌理することとなった。これらに加えて、消費者行政及び食品安全に関する総合調整事務*を担うこととなった(内閣府設置法第4条)。

* 消費者担当大臣の勸告権(設置法第12条)等も含む。

○上記の総合調整事務は内閣府本体の所掌事務であることから、その担当部局として内閣府に消費者基本政策室が置かれている。

○室の構成は、

室長:内閣府本府の大臣官房審議官

室員:消費者庁、内閣府消費者委員会事務局、内閣府食品安全委員会事務局の課長、参事官、担当者等(10人。全員が併任)

(参考1)

内閣府設置法

第四条 内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務(内閣官房が行う内閣法(昭和二十二年法律第五号)第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。)をつかさどる。

十六 食品の安全性の確保を図る上で必要な環境の総合的な整備に関する事項

十七 消費者基本法(昭和四十三年法律第七十八号)第二条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念の実現並びに消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現のための基本的な政策に関する事項

第十二条 特命担当大臣は、その掌理する第四条第一項及び第二項に規定する事務の遂行のため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

2 特命担当大臣は、その掌理する第四条第一項及び第二項に規定する事務の遂行のため特に必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、勧告することができる。

3 特命担当大臣は、前項の規定により関係行政機関の長に対し勧告したときは、当該関係行政機関の長に対し、その勧告に基づいてとった措置について報告を求めることができる。

4 特命担当大臣は、第二項の規定により勧告した事項に関し特に必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、当該事項について内閣法第六条*の規定による措置がとられるよう意見を具申することができる。

* 内閣法第六条 内閣総理大臣は、閣議にかけて決定した方針に基づいて、行政各部を指揮監督する。

(参考2)

消費者基本政策室の設置に関する訓令(抜粋)

(総則)

第1条 内閣府本府に、消費者基本政策室を置く。

(任務)

第2条 消費者基本政策室は、政策統括官(経済社会システム担当)の職務を助け、行政各部の施策の統一を図るために必要となる以下の事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務(内閣官房が行う内閣法(昭和22年法律第5号)第12条第2項第2号に掲げる事務を除く。)

- 一 食品の安全性の確保を図る上で必要な環境の総合的な整備に関する事項
- 二 消費者基本法(昭和43年法律第78号)第2条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念の実現並びに消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現のための基本的な政策に関する事項

(組織)

第3条 消費者基本政策室に、室長、副室長、参事官、企画官及び所要の室員を置く。

- 2 室長は、消費者基本政策室の事務を掌理する。
- 3 副室長は、室長を助け、室務を整理する。
- 4 参事官は、命を受けて、重要事項の調査、企画及び立案に参画する。
- 5 企画官は、命を受けて、特定事項の調査、企画及び立案を行う。

(参考3)

消費者庁及び消費者委員会設置法の附帯決議

○衆議院における附帯決議

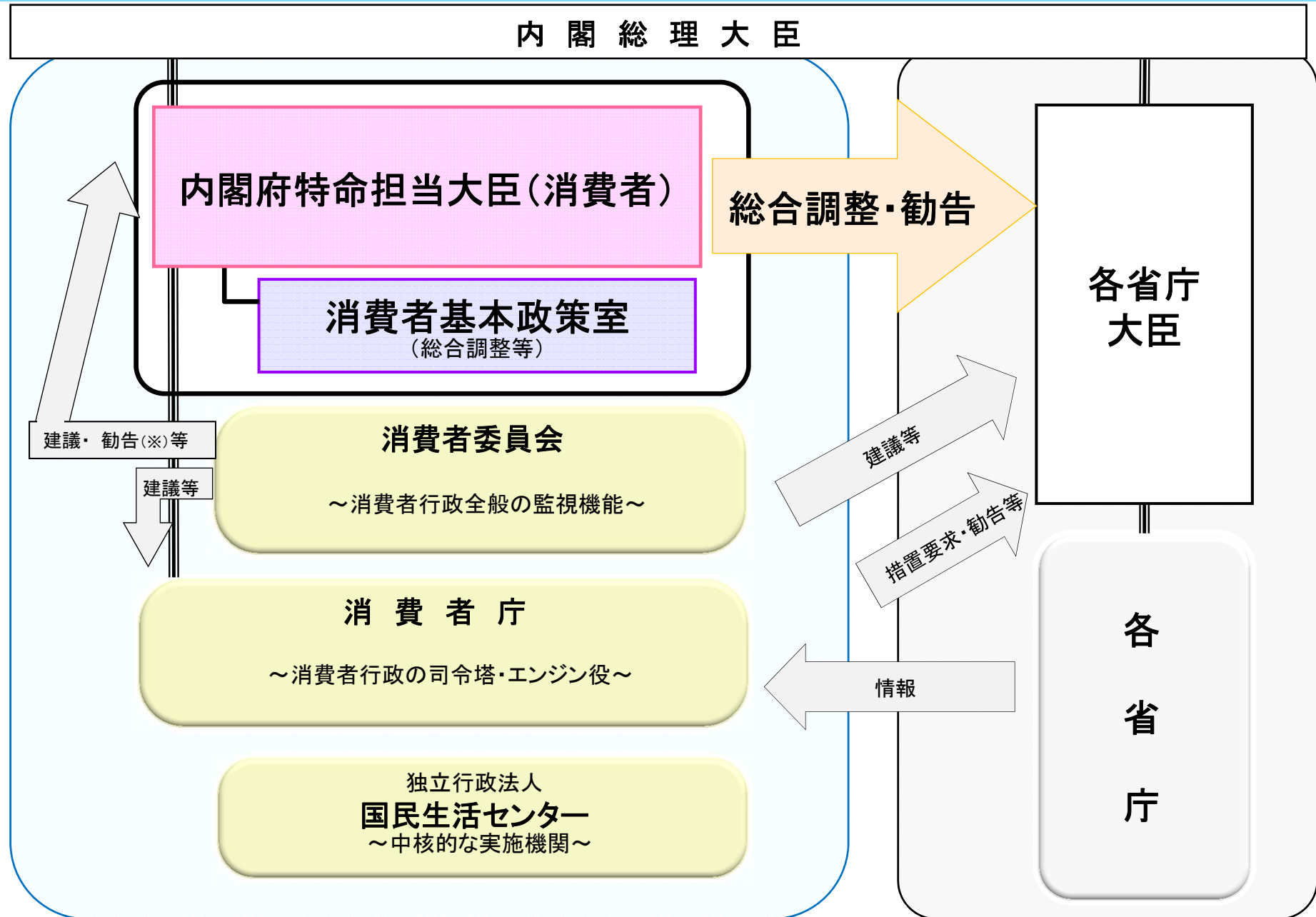
二十 消費者政策担当大臣が掌理する事務として、内閣府設置法第四条第一項に、消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念の実現並びに消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現のための基本的な政策に関する事項が明記された趣旨を十分尊重し、消費者政策担当大臣は、内閣府設置法第十二条の勧告権の適切な行使も含め、関係行政機関の総合調整に万全を期すること。また、内閣総理大臣は、消費者政策担当大臣の権限行使が十分に果たされるよう行政各部を指揮監督すること。

○参議院における附帯決議

五 消費者の利益の擁護及び増進を図り、真に消費者、生活者が主役となる社会を実現するためには、消費者行政を担当する内閣府特命担当大臣が、消費者行政の司令塔である消費者庁及び消費者行政全般の監視機能を果たす消費者委員会双方の判断を総合的に勘案し、その掌理する事務を遂行することが極めて重要であることにかんがみ、消費者政策担当大臣の判断を補佐するスタッフの配置を行うこと。

二十五 消費者政策担当大臣が掌理する事務として、内閣府設置法第四条第一項に、消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念の実現並びに消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現のための基本的な政策に関する事項が明記された趣旨を十分尊重し、消費者政策担当大臣は、他の行政機関の個別政策を含めた基本的政策に関する事項についての内閣府設置法第十二条の勧告権の適切な行使等、関係行政機関の総合調整に万全を期すること。また、内閣総理大臣は、消費者政策担当大臣の権限行使が十分に果たされるよう行政各部を指揮監督すること。

消費者基本政策室について



※勧告は内閣総理大臣に対して行う